

仙台市監査委員公告第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による請求について、同条第 5 項の規定により監査を行ったので、その結果について次のとおり公表します。

令和 8 年 3 月 3 日

仙台市監査委員	木 村 洋 二
同	岩 渕 健 彦
同	峯 岸 進 一
同	小野寺 利 裕

第 1 請求のあった日

令和 8 年 1 月 7 日

第 2 請求人

仙台市青葉区中央四丁目 3-28 朝市ビル 4 階
仙台市民オンブズマン

第 3 請求の概要

1 請求の趣旨

（仮称）せんだい生活応援ポイント事業（以下「本事業」という。）に係る支出を差し止めること、又は本事業に係る支出によって仙台市が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを求める。

2 請求の理由

(1) 本事業の概要と受領要件

仙台市議会の令和 7 年 12 月定例会において、みやぎポイント 3,000 円分を市民に給付する費用を含む補正予算案が可決された。同予算案では、全市民を対象にみやぎポイント 3,000 円分を支給する費用として 15 億 5,000 万円が計上されていた。

みやぎポイントは、加盟店で 1 ポイント＝1 円で利用することができる。

このみやぎポイントの給付は、「ポケットサイン」というアプリのインストールとマイナンバーカードの登録が必要、すなわち、スマートフォンとマ

イナンバーカードの所有が必須要件となっている。また、マイナンバーカードの読み取りができないスマートフォン（NFC 機能非搭載）ではマイナンバーの登録ができず、結果として 3,000 円の給付を受領できない。つまり、みやぎポイントの受領には、NFC 機能搭載のスマートフォン及びマイナンバーカードの所有が必須となる。

(2) スマートフォン所有率

令和 6 年度におけるスマートフォンの保有者の割合は 80.5%であり、年代別にみると 12 歳以下が 49.9%、13～19 歳が 89.3%、20 代が 94.6%、30 代が 94.8%、40 代が 95.3%、50 代が 94.9%、60 代が 87.0%、70 代が 67.5%、80 歳以上が 30.7%となっている。

したがって、すべての宮城県民がスマートフォンを所有している訳ではなく、少なくとも 5 人に 1 人がスマートフォンの不所持を理由としてみやぎポイントを受領できないのである（特に高齢者に不所持者が多い）。

さらに、みやぎポイント受領のためには、マイナンバーカードの読み取り機能（NFC 機能）が搭載されているスマートフォンを所有していることを要するため、みやぎポイントの受領資格者はさらに限定される。

(3) マイナンバーカードの所有率

マイナンバーカードの所持率は、令和 7 年 12 月 3 日の時点で 80.3%である。

したがって、すべての宮城県民がマイナンバーカードを所有している訳ではなく、少なくとも 5 人に 1 人がマイナンバーカードの不所持を理由としてみやぎポイントを受領できないのである。

(4) アプリの登録

前記(1)のとおり、みやぎポイント受領のためには、アプリのインストールとマイナンバーカードの登録ができなければならない。すなわち、これができる能力を要する。

たしかに、県によりキャリアショップと連携したスマートフォンの操作の説明会や相談会等が設営されており、一定数の県民がこれを通じて受給が可能となる。しかし、認知症の人や要介護の人等は、相談会等に赴くことができない等の理由から、なおもみやぎポイントの受給手続きができない。

これは高齢者に限るものではないが、データとして令和 4 年における 65 歳以上の認知症の有病率が 12.3%、MCI（軽度認知障害）の有病率が 15.5%と推計されている。また、第 1 号被保険者のうち介護保険制度における要介護又は要支援の認定を受けた高齢者の割合は 19.0%となっている。

そして、宮城県の高齢者人口（65 歳以上）は 658,415 人である。そのため、高齢者に限っても認知症や要介護の県民は決して少数ではないところ、これらの者は受給手続きの困難性から給付を受けられない。

(5) みやぎポイントの給付が違法な公金の支出であることについて

①差別ないし区別であること

これまでみてきたように、現状のみやぎポイントの給付制度では、NFC機能搭載のスマートフォンを所有していない者、マイナンバーカードを所有していない者、疾病等の理由から給付手続きを履践できない者等が、本来受給資格があるにもかかわらず、給付を受けられない。そして多数の県民が受給できないことが想定されるところである。

本事業は、1ポイント＝1円で利用できるポイントを配布することを内容とするもので、現金の交付に等しい。それにもかかわらず、本来受給資格のある者が受給手続上の障害のために事実上受給資格を剥奪されることは、市がNFC機能搭載のスマートフォン、マイナンバーカードの不所持や疾病等を有する特定の者のみに現金の交付を拒否する結果となり、差別にあたる。

②差別の合理的理由のないこと

みやぎポイントの給付制度は、みやぎ県民公式アプリを活用した地域住民の災害対応力向上及び県内における消費拡大を通じた地域経済の活性化を目的としている。

たしかに、本事業を通じて、アプリの普及が促進され、地域住民がアプリからの情報取得により災害対応力を向上させ、かつ、受給したポイントの利用により地域経済を活性化させることが一定程度は見込まれる。

しかし、本来受給資格があるが事実上受給権を剥奪された仙台市民も含めて、災害対応力向上及び地域経済の活性化をしなければならないことは当然であり、市の責務といえる。それにもかかわらず、本事業は、これらの者にアプリとは別の方法で3,000円相当のものを給付する等の補償制度も実施せず、これらの者のみを事実上事業の対象外とし、3,000ポイント＝3,000円の受給権を剥奪するというあまりに大きな制約を課している。

加えて、アプリの普及を宣伝等の他の方法で行いつつ商品券を配布する、あるいは、アプリでのポイント支給を実施しつつ手続履践が不可能な県民への商品券の交付を行う等、全ての県民に平等に支給する代替手段も存在する(お米券を電子と紙の双方で実施した地方あり)。

そもそも、本事業には、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう追加された重点支援地方交付金が充当される。その「推奨事業メニュー」には消費下支え等を通じた生活者支援があり、物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組みやLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援が例示さ

れている。

物価高騰の影響を受けて生活者支援が心要なのは地域住民全員であるから地域住民全員が一律に恩恵を受けられるような制度設計をするべきである。マイナポイントが例示されているがそれはあくまで地域住民全員が平等に利用できるものであることが前提である。それにもかかわらず、特定の者の受給権を事実上剥奪し、生活支援から除外するような事業を行うことは平等原則に反するもので違法であるし、物価高騰に対する地域住民の生活支援という本来の交付趣旨ともそぐわず不当である。

③小括

以上のとおり、本事業は、特定の者に対する合理的理由のない差別に当たり、憲法第 14 条に違反するし、物価高騰に対する地域住民の生活支援に欠けており不当である。

よって、本事業に係る支出は違法不当な公金の支出に該当する。

(6) 損害

他の物価高対策に用いられるべき 15 億 5,000 万円が違法不当に支出されるのであるから、それに相当する損害が市に発生することになる。

上記のとおり、法第 242 条第 1 項の規定により、仙台市長による本事業に係る支出を差し止めること、又は本事業に係る支出によって仙台市が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する。

〔事実を証する書面〕

- 1 令和 7 年度みやぎポイント（みやポ）総合サイト（宮城県）
- 2 「市民 1 人に 3000 円分のポイントを支給 仙台市の補正予算案」と題する報道記事
<https://news.yahoo.co.jp/articles/276bb5ff66fc49b87cb34a6b2a202d8e14fbbcff>
- 3 令和 6 年通信利用動向調査の結果（総務省）（モバイル端末の保有状況に係る箇所を抜粋したもの）
- 4 マイナンバーカードの申請・交付・保有状況（総務省）（マイナンバーカードの保有率の推移等を示す箇所を抜粋したもの）
- 5 令和 7 年版高齢社会白書（全体版）（内閣府）（認知症高齢者数等の推計等を示す箇所を抜粋したもの）
- 6 宮城県高齢者人口調査の結果について（令和 7 年 7 月 2 日付）（宮城県）
- 7 高森町生活支援「お米券」配布事業のお知らせ（熊本県高森町）
<https://www.town.kumamoto-takamori.lg.jp/page/9341.html>

(注) 事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

第4 法第242条第4項に基づく停止勧告の可否

請求人は、本市が、物価高が継続する中での生活者支援として実施する本事業において、みやぎポイントを通じて市民にポイントを発行することは、スマートフォンやマイナンバーカードを所持していない市民等、特定の者に対する合理的理由のない差別であり、違法・不当であるとして、本事業に係る支出を差し止めること、又は本事業に係る支出によって本市が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを求めている。

この点、みやぎポイントの活用は、現金給付等に比べ早期給付や事務費の低減が可能になることから、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の有効活用のために採用されたものであり、市の判断は直ちに不合理なものとは言えない。また、令和7年第4回定例会において可決された補正予算案には本事業以外にも幅広い物価高対策が組み込まれており、その全体を視野に入れて検討すべきものと言える他、スマートフォンの操作が不慣れな市民に向けて操作方法の支援を行う旨が市長によって表明されていること等も無視できないところである。

これらを踏まえると、直ちに本事業に係る支出が違法であると思料するに足りる相当な理由があるとは言えず、本件支出について、法第242条第4項に基づく暫定的停止勧告は行わないことを決定した。

第5 監査の実施

本件監査請求について、法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述

本件監査請求について、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は陳述を行わず、前記第3に掲げた事実を証する書面に追加するような、新たな証拠の提出もなされなかった。

2 監査の対象部局

財政局、市民局

3 陳述を聴取した職員

財政局長、同局次長兼財政部長、市民局長、区政部長

4 監査対象事項

本件監査請求の趣旨等を勘案し、本市が、物価高が継続する中での生活者支援として、みやぎポイントの仕組みを通じて市民にポイントを発行し、給付するための事業費の支出が違法又は不当であることを監査対象事項とした。

第6 監査結果

本件監査結果については、合議により、次のとおり決定した。

本件監査請求については、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

1 監査対象事項に係る主な事実経過

監査の結果、監査対象事項に係る主な事実経過は、以下のとおりであることを確認した。

ア 令和7年11月18日

宮城県（以下「県」という。）は、本市をはじめとする県内市町村に対し、「国「重点支援地方交付金」事業におけるデジタルポイントの活用について」と題した通知を発出し、当該交付金を財源とした各市町村の物価高対策において、県が推進しているデジタルポイントの活用を検討するよう求めた。

イ 令和7年11月21日

国において、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」が閣議決定された。

ウ 令和7年11月28日

国の令和7年度補正予算案が閣議決定された。

エ 令和7年12月2日

本市において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した一般会計等補正予算案が市議会に提出された。

オ 令和7年12月16日

前記ウの補正予算が成立した。

カ 令和7年12月16日

県より、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付限度額が通知された。

キ 令和7年12月17日

前記エの一般会計等補正予算案が市議会で可決された。

ク 令和7年12月23日

本市は、前記キを受け、県との間で、せんだい生活応援!!ポイントキャンペーンにおけるみやぎポイントの付与及び関連業務に関する協定を締結した。

ケ 令和8年1月21日

本市において、せんだい生活応援!!ポイントキャンペーン（以下、この名称の場合も「本事業」という。）が開始された。

2 理由

(1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について

本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）を活用して実施するものである。

重点支援地方交付金は、「エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図る」との目的で令和5年11月に創設されたものであるが、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（令和7年11月21日閣議決定）において、当該交付金を拡充する旨が盛り込まれたことを踏まえ、国の令和7年度補正予算において2兆円が計上されている。このうち4,000億円については、食料品の物価高騰への支援をさらに手厚く実施するよう、交付額の特別加算枠として設けられた。

重点支援地方交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、地方公共団体が実施する、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とされている。すなわち、交付金の交付対象者は地方公共団体であって、地域住民である各個人や各事業者が受給権を有する訳ではない。国は、地域の実情に応じた、きめ細かな取組みを検討するよう求めたうえで、10項目の推奨事業メニューを示しているが、推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象となるとのことであり、事業内容については、各地方公共団体の裁量に委ねられている。

(2) 重点支援地方交付金を活用した本市の物価高対策について

本市においては、重点支援地方交付金を活用した事業として、これまで実施してきた福祉施設等に対する食材料費・光熱水費に係る助成、医療機関、交通事業者、廃棄物運搬事業者等への物価高対策支援、地域事業者の経営基盤強化策等の各般の施策に加え、今般の総合経済対策により、推奨事業メニューや交付限度額が拡充されたことを踏まえ、上下水道基本料金の減免、低所得者へのギフトカード配布及びデジタルポイントを給付する本事業を実施することとしたものである。

これら今回から実施することとした3つの事業と国の推奨事業メニューとの関係について見てみると、推奨事業メニューとしては「米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援」、「物価高騰

の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組や LP ガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援」等が挙げられており、本市の 3 つの事業はいずれも、国の推奨事業メニューに合致するものである。

また、前記のとおり、本市では物価高対策として、様々な事業を実施している。市当局の説明によれば、①広く市民に行き渡る支援となること、②物価高騰の影響をより大きく受ける市民への支援となること、③迅速で、事務経費を可能な限り抑制し、生み出した財源を市民への給付に還元できる効率的な支援となること、といった考え方を基本として、複数の手法を組み合わせた重層的な支援を講じることとしたとのことである。重点支援地方交付金を活用した本市の事業費約 76.9 億円のうち、その主なものは、それぞれ事務経費等を含む総額で、上下水道基本料金の減免として約 21.5 億円、低所得者へのギフトカード配布として約 16.1 億円、本事業として 15.5 億円、福祉施設等に対する食材料費・光熱水費に係る助成として約 11.3 億円、医療機関等への支援として約 3.6 億円、事業者の経営基盤強化策として約 2.7 億円などとなっており、特定の対象に大きく偏ることなく、幅広い支援を行っているものと認められる。

なお、重点支援地方交付金の取扱いについては、令和 7 年 12 月 16 日付で発出された内閣府地方創生推進室からの事務連絡において示されており、その別添資料である「地方公共団体職員向け Q&A」において、食料品の物価高騰への支援として措置する 4,000 億円の特別加算につき「国民 1 人当たり 3,000 円」といった規模感が示されていることに対して、「全国一律に 1 人当たり 3,000 円を支給することを求めるものではない」旨の回答があるように、国としては、必ずしも地域住民全員への一律の対応を想定している訳ではないものと解される。

(3) みやぎポイントの利用について

ア みやぎポイントについて

みやぎポイントは、県が活用を推進しているデジタル身分証アプリの一機能として提供されているサービスであり、県内市町村においても事務経費を負担することにより利用することができる。県は、国による重点支援地方交付金の拡充を見越し、県内市町村に対し、物価高対策としてみやぎポイントを活用するよう案内しており、これを受けて本市も活用を検討したものである。

イ 事業実施に至るプロセスについて

本事業の執行については、令和 7 年度仙台市一般会計補正予算（第 5 号）として令和 7 年第 4 回定例会に提案し、議決を得ている。

また、みやぎポイントは、県が用意したアプリを使用することから、前

記 1 クのとおり、みやぎポイントの付与及び関連業務に関して県と協定を締結しているが、手続きに特段の瑕疵は見られない。

ウ みやぎポイントの利用に係るメリットの有無について

県からは、みやぎポイントを利用することのメリットとして、早期の事業実施、事業費の節減、省力的な事業運営等が示されている。

この点、まず迅速さについては、市当局からも、みやぎポイントは、すでに県がプラットフォームを構築し運用しているため、議決後約 1 か月というこれまでにない早さで給付が可能であるとされており、実際、この程度の期間で給付開始に至っている。また、事業費の面では、事務経費として市が県に支払う負担金について、県との協定によりポイント発行額の 2 % (予算額ベースで 3,000 万円) とされている。これに広報等に係る委託料を含めると、事務経費の予算総額は 5,000 万円となり、令和 2 年度に本市が実施した特別定額給付金の事務経費 (約 11 億円) と比べると格段に低廉であると言える。事業運営の面では、コールセンター業務等は県が担い、市町村が行う事務としては、県との協定締結、県への負担金支払い及び住民への周知の大きく 3 つに限られるとされており、以上の点からすると、市当局が、みやぎポイントの利用により、迅速に低廉な事務コストで効率的に支援を届けられるとしていることについては、特段の疑問は見当たらないところである。

(4) 直ちにポイントを取得できない市民への配慮について

本事業において市民がポイントを受け取るためには、マイナンバーカードを用いてアプリの利用登録を行う必要がある。

本市におけるマイナンバーカードの保有率は、令和 7 年 12 月末時点で 82.4% であるが、本市では、マイナンバーカードの取得支援として、臨時交付窓口を設置しているほか、郵便局での申請サポートもあり、また、福祉施設等に入所されている方や在宅であっても窓口にお越しになることが困難な方に対しては、職員が訪問して申請受付や交付等を行う形で、出張申請支援を実施している。その前提として、マイナンバーカードは、市民が希望をすれば取得できるものであり、年齢等による制限はない。

また、スマートフォンの扱いに不慣れな方への支援としては、区役所や商業施設等で、対面で操作方法を説明するなどの対応がなされている。仮に、スマートフォンを持っていないとしても、家族等のスマートフォンを使用してポイントを取得することが可能であるとされている。

(5) 本事業以外の物価高対策について

本市の物価高対策は、前記 (2) のとおり、生活者等に対し幅広く行われるものであり、その全体を眺めると、生活者への直接的な支援としては主に、本事業のほかに、上下水道基本料金の減免及び低所得者へのギフトカード配

布を実施することが決定されている。

上下水道基本料金の減免は、上下水道を利用する全世帯及び全事業所を対象とするものであり、本来徴収すべき料金を減免するとの手法であることから、事務費が安価に抑えられるとされている。平均的な一般家庭（水道メーター口径 20 mm）の場合、減免額は約 4,000 円とされている。

低所得者へのギフトカード配布は、住民税非課税世帯に対し、1 世帯当たり 1 万円のギフトカードを配布するものである。対象者の手に届くまでの期間は本事業と比べてやや長くなるが、低所得者が物価高騰の影響を特に受けやすいことを踏まえて実施するものとされている。

市当局では、前記(2)のとおり、複数の手法を組み合わせた重層的な支援を講じるとしているが、本事業も含め、概ねそうした状況が見て取れるところである。

(6) 本件事業費の支出について

以上からすると、本事業を含む本市の物価高対策は、限られた交付金の中で、より多くの生活者に効率的に給付を行い、同時に、物価高騰の影響をより大きく受ける低所得世帯には手厚く支援するものと言え、また、本事業を単体で見たとしても、給付の迅速さや費用の低廉さ等の長所が認められるとともに、直ちにはみやぎポイントを取得することができない市民向けに各種の支援策が講じられており、一定の合理性が認められる。

これらを踏まえると、一連の重層的な物価高対策の一つとして、みやぎポイントの仕組みを通じて市民にポイントを発行し、給付することが憲法第 14 条に違反するものとは考えられず、市長の裁量の範囲内のものと言える。また、前記(1)で示した重点支援地方交付金の趣旨にも沿っており、そうすると、みやぎポイントの給付に係る事業費を支出することが違法又は不当であるということにはならない。

以上のことから、本件監査請求には理由がないものと認め、これを棄却するのが相当と判断する。